

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名 種山畜産研究室種雄牛舎屋根修繕工事
- (2) 業務案件の仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30 番 地内
岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室種雄牛舎
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 10 日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札公告日現在で令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録され、沿岸広域振興局管内（大船渡地区）に本社、支店又は営業所を有すること。
- (3) 公告の日から過去 5 年以内に、今回入札対象施設と同種、同規模以上の修繕の実績を 2 件以上有すること。
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 5 時までに、「入札参加資格申請書」を岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長に提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は、提出した書類について岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、審査の結果は令和 8 年 7 月 27 日（月）までに FAX により通知するものとする。

4 現場説明

行わない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、6 の日時及び場所に持参して提出すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しなければならない。
- (4) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (5) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨である。
- (6) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年7月30日(木) 午前11時00分
- (2) 場所 岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室 会議室

7 入札保証金

免除

8 入札書記載事項

入札書は、別に示す入札書様式により次のことを記載すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者所在地・氏名・印（法人の場合は、所在地、商号または名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 委任された者が入札を行う場合は、上記の他に代理人氏名・印（委任状を要する）
- (4) あて名は岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長とする。
- (5) 入札金額
- (6) 入札件名

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格にない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者または代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 本業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件のすべてを満たしている入札者であって、会計規則第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が、2人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじで落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同額の入札をした者のうち、出席しない者及びくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者

開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者またはその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度入札

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加した者に限る。
- (3) 再度入札は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約の条項は、別添「契約書（案）」による。
- (5) 落札者の決定後、当該契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部署の所在地、名称、連絡先
〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30
岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室
電話番号 0197-38-2312 FAX 番号 0197-38-2177